

松原市結婚等新生活応援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における人口減少・少子高齢化の対策として、新規に婚姻等した若年世帯に対し、その住居費及び引越費用の全部又は一部を補助し、新生活に係る支援を行うため、結婚等新生活応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 夫婦等 令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は対象期間に互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な関係である旨の宣誓（各自治体において制度化されたものに限る。以下「パートナーシップの宣誓」という。）をし、その証明を受けた両当事者をいう。ただし、次に掲げる両当事者を除く。

ア 補助金の申請時点で婚姻又はパートナーシップが解除されている両当事者

イ 対象期間におけるパートナーシップの宣誓が、転出等により過去のパートナーシップの宣誓が失効したことを理由とするものであり、当該対象期間の前よりパートナーシップの宣誓によるパートナーシップの関係にあった両当事者

(2) 住居費 婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に住宅を取得又は賃借する際に要した費用のうち、対象期間に支払った住宅の工事請負費、購入費、賃借料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、夫婦等が勤務する事業所から住宅に係る手当が支給されているとき又は地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けているときは、当該手当又は支援の額を控除した額を、対象期間に支払った賃借料とみなす。

(3) 引越費用 対象期間に前号の住宅に引っ越し（市内転居及び市外からの転入をいう。）をする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(4) リフォーム費用 対象期間に住宅のリフォームをする際に要した費用のうち、婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。

(補助対象世帯及び要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる夫婦等は、次の各号のいずれにも該

当する場合とする。

- (1) 婚姻届を提出し、又はパートナーシップの宣誓をした日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 第5条の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において、夫婦等のいずれかが就労していること。
- (3) 申請日において、夫婦等の松原市住民基本台帳に登録されている住所が、婚姻又はパートナーシップの宣誓を機に取得し、又は賃借した住宅の所在地となっていること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦等のいずれもが過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (6) 申請日において、本市の市税に滞納がないこと。
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、第2条第2号から第4号に規定する経費で、夫婦等がともに29歳以下の世帯は1世帯当たり600,000円、その他の世帯は1世帯当たり300,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第1項に規定する補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。
(補助金の交付申請)

第5条 市長は、補助金の交付申請を、LoGo フォームにて受け付ける。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松原市結婚等新生活応援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を電子化して提出し、又は市長が別に定める LoGo フォームによる申請書に添付書類を電子化して添えて提出しなければならない。

- (1) 婚姻等を証明する書類（婚姻後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書、パートナーシップの宣誓をしたことが分かるもの等）
- (2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- (3) 申請の時点で最新の夫婦等の所得証明書及び納税証明書
- (4) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し（住宅を新築又は購入した場合に限る。）
- (5) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (6) 賃料等の領収書等、賃料等の支払額が確認できる書類の写し（住宅を賃借している場合に限る。）
- (7) 夫婦等の住居手当支給証明書（様式第2号）（住宅を賃借している場合であって、夫婦等が給与所得者である場合に限る。）及び住居手当申告書（様式第2号の2）（夫婦等のいずれかに給与所得者でない者がある場合に限る。）

- (8) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
 - (9) 引っ越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
 - (10) リフォームに係る工事請負契約書又は契約内容が確認できる請書及び領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
 - (11) 誓約書（様式第3号）
 - (12) 同意書（様式第4号）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前項の規定による交付申請は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までの間に行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、松原市結婚等新生活応援補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「決定通知書」という。）により、交付することが適当でないとき、松原市結婚等新生活応援補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- （補助金の請求及び交付）
- 第6条 補助対象者は、決定通知書を受けたときは、速やかに松原市結婚等新生活応援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の補助対象者から請求書が提出され、その内容を適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
- （交付決定の取消し）
- 第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、松原市結婚等新生活応援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助対象者に通知するものとする。
- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
 - (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- （補助金の返還）
- 第8条 補助対象者は、市長が補助金の交付を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。
- （報告等）
- 第9条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。
- （情報提供）
- 第10条 市長は、補助金の交付申請等が滞りなく行われるよう、適時に情報提供を行うものとする。
- （実施の細目）

第 1 1 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。